

建設工事・業務委託に係る最低制限価格の算出方法の変更について

平成30年4月
弥彦村役場総務課

■建設工事等に係る最低制限価格について

現行の中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準じて算出を行う場合以下の算出方法を用います。

$$\begin{aligned} \text{最低制限価格(税抜き)} = & (\text{直接工事費の設計額} \times 9.7/10) + (\text{共通仮設費の設計額} \times \\ & 9/10) + (\text{現場管理費の設計額} \times 9/10) + (\text{一般管理費の設計額} \times 5.5/10) \\ & \text{(万円未満切り捨て)} \end{aligned}$$

算出の結果、

- (1) 算定最低制限価格が予定価格の10分の9を超える場合
設計額×10分の9＝最低制限価格とします。
- (2) 算定最低制限価格が予定価格の10分の7に満たない場合
設計額×10分の7＝最低制限価格とします。

※ 特別なものについては、上記にかかわらず、契約ごとに入札書比較予定価格（税抜き）×7/10から9/10までの範囲で、個別に定めることとします。（万円未満切り捨て）

■ 建設工事に係る調査、測量及び設計等の最低制限価格

$$\text{最低制限価格(税抜き)} = \text{入札書比較予定価格} \times 7/10 \text{ (万円未満切り捨て)}$$